

ナティクシス・アセット・マネジメント株式会社

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れることを表明します。

原則 1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、資産運用者としての機関投資家として、受託者責任を適切に遂行する観点から、議決権行使を行わなければならないこと、当該議決権行使が、企業価値の増大の観点から最良の結果をもたらすよう行使することが重要であると理解し、議決権行使の考え方を表明します。

原則 2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

利益相反を防止するための方針は、当社の倫理規程や議決権行使の考え方に記載していません。

原則 3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、日本株式運用を当社関係外国法人である運用委託先に再委託しております。再委託先のスチュワードシップコード受け入れ状況やスチュワードシップ活動等を確認し、原則として再委託先の方針を尊重します。

原則 4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業との認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、日本株式運用を当社関係外国法人である運用委託先に再委託しております。再委託先のスチュワードシップコード受け入れ状況やスチュワードシップ活動等を確認し、原則として再委託先の方針を尊重します。

原則 5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるように工夫すべきである。

当社は、議決権行使の考え方（議決権行使結果の公表を含む）を表明します。

原則 6. 機関投資家は、議決権の行使を含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、必要に応じて議決権行使結果を定期的に報告します。

原則 7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、日本株式運用を当社関係外国法人である運用委託先に再委託しております。再委託先がスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えているか確認します。